

利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議

1. 開会

○広域水管理官

定刻になりましたので、ただいまより、「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」を開会いたします。

皆様、本日はお忙しい中、出席に賜り、誠にありがとうございます。

私は本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川部広域水管理官の海津と申します。よろしくお願いいたします。

取材の皆様におかれましては、記者発表の際にお知らせしております通り、カメラ撮りは挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、取材・傍聴の皆様には記者発表でお知らせしております通り、注意事項に沿って、適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

また、職員等による記録撮影を行っておりますので、ご了承ください。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。配布資料は、配布資料一覧の他、議事次第、構成員名簿、座席表、利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議規約、資料 1、資料 2、資料 3 以上となります。資料の不足等ございましたら、お近くのスタッフまでお声かけください。

2. 挨拶

○広域水管理官

次に議事次第 2. 関東地方整備局河川部河川情報管理官の檜森より挨拶させていただきます。檜森河川情報管理官よろしくお願いいたします。

○河川情報管理官

本日は年末の大変お忙しいところ、「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本来であれば、河川部長の矢崎よりご挨拶すべきところですが、所要により出席ができませんでしたので、失礼ながら私よりご

挨拶させていただきます。

本会議でございますが、規約でございます通り、関係都県議事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係都県において相互の立場を理解しつつ河川整備計画に関わる検討内容の認識を深めることを目的として開催しているところでございます。先日行われました会議におきましては、河川整備計画の基本的な事項となる目標規模についてご説明させていただいたところでございますが、本日の会議におきましては、河道、洪水調節施設の配分、それから整備内容等についてご説明をさせていただきたいと考えてございます。

また、本日の会議終了以降になりますが、本日資料としてつけてございます河川整備計画の変更原案、これに対する意見募集等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

気候変動の影響による降雨量の増大、これに対応していくため今後本会議でのご意見を含め、いただいたご意見を踏まえながら早期の河川整備計画の変更に向けて手続きを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○広域水管理官

ありがとうございました。

取材されている皆様にお伝えいたします。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

続きまして、本会議の構成員であります都県の皆様のご紹介をさせていただきます。本日は皆様 WEB にて出席いただいております。名簿の順にご紹介させていただきます。

茨城県土木部長 林利家様。本日は都合により欠席のため、土木部災害・防災対策監兼河川課長 矢内勝浩様の代理出席となります。

栃木県県土整備部長 谷英夫様。本日は都合により欠席のため、県土整備部河川課長 細井俊一様の代理出席となります。

群馬県県土整備部長 宮前勝美様。本日は都合により欠席のため、県土整備部技監 後藤剛様の代理出席となります。

埼玉県県土整備部長 吉澤隆様。本日は都合により欠席のため、県土整備部副部長 小島茂様の代理出席となります。

千葉県県土整備部長 四童子隆様。本日は都合により欠席のため、県土整備部河川整備課長 古谷野克己様の代理出席となります。

東京都建設局長 花井徹夫様。本日は都合により欠席のため、建設局河川部計画課長 渡辺修様の代理出席となります。

3. 議事

○広域水管理官

それでは議事に移ります。お手元にお配りしております議事次第に沿って議事を進めてまいります。議事次第の3. 議事に沿って一通り説明をさせていただきます。

○河川計画課長

資料の説明をさせていただきます。河川計画課長の石田と申します。どうぞよろしく願いたします。

右上に資料1とあります、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画変更について、ご覧下さい。まず表紙、目次がございますが、項目に沿って順にご説明をいたします。

まず、2 ページをご覧ください。こちら前回の会議にてお示しした変更整備計画の目標について、改めて記載をしております。利根川の河川整備基本方針においては、気候変動を踏まえた検討によりまして、基本高水のピーク流量 22,000 から 26,000m³/s へと増大してございます。河川整備計画の目標では、気候変動を踏まえて、安全度を低下させないように 1/70 から 1/80 を目標としまして、八斗島基準地点において、カスリーン台風と同等の 21,200m³/s を目標流量として設定してございます。

河川整備計画においては、ダム等の配置や実施する内容について定めるところでございますが、続いて3 ページで、その前提として、新たな制度についてご説明させていただきます。

令和6年度より、国または水資源機構が実施するダム建設事業については、実施計画調査から治水機能増強検討調査に名称が改められました。図に説明がございました。従前は、図の左端の河川整備計画変更において、河道と洪水調節施設の配分流量を設定することと合わせて、特定のダムに関する調査を行う旨の記載がされておりました。その後、計画段階評価、新規事業採択時評価、実施計画調査を経て、河川整備計画を変更し、個別ダム事

業の建設を明記するという流れになっていたところです。

今回変更された下段の部分で、配分流量の設定までは同じですが、特定ダムの調査を行う旨の記載の代わりに、治水機能増強検討調査を行う旨の記載をすることとなりました。

具体的には、事前放流の更なる活用や放流操作の最適化など、既存ストックを最大限活用することを検討いたします。その後、計画段階評価を行い、ダムの改造・新設による洪水調節が必要な場合には、地質調査やダムの概略設計を行い、河川整備計画を変更し、個別ダム事業の記載をする変更を改めて行うこととしております。そのため、後に河道配分流量について説明いたしますが、洪水調節流量の内容については、治水機能増強検討調査において検討することとなっております。

続いて4ページをご覧ください。河道配分流量についての説明でございます。河川整備基本方針でも同様の地区で説明いたしましたが、基準地点から江戸川分派までの区間、利根川中流部である川俣区間について、河道配分流量検討結果を示してございます。

前提といたしましては、河道への分担を最大限考慮し、堤防防護に必要な高水敷幅は35m 確保して掘削を検討いたしました。写真と横断図に堤防防護ラインを緑の破線で示しております。また、掘削ラインは赤の実線で示しているところです。断面図がございしますが、堤防防護ラインの限界まで掘削を行う断面図となっております。これによりまして、川俣区間では 17,500m³/s まで流下させることが可能であり、基準地点である八斗島に換算いたしますと、支川の合流の影響も考慮しまして 16,300m³/s となりました。従前の河川整備基本方針における計画高水流量まで引き上げることとなっております。

続いて5ページをご覧ください。これを踏まえまして、基準地点においては、河道で 16,300m³/s、残りの洪水調節流量 4,900m³/s とすることで、目標である 21,200m³/s に対応することとしてございます。

続いて6ページをご覧ください。基準地点から河道への配分について、ご説明いたします。先ほどご説明いたしました八斗島と川俣については左側にございまして、赤字に今回の変更流量を記載してございます。先ほど説明した通り、川俣地点では 17,500m³/s、八斗島地点では 16,300m³/s となっております。

右側の下流でございしますが、渡良瀬川の合流地点に渡良瀬遊水地がございまして、その後、江戸川に分派してございます。また、さらに下流の方になりますと、鬼怒川の合流地点付近に、菅生、稲戸井、田中、の3調節池がございします。この渡良瀬遊水地と下流3調節池については、有効活用を検討しておりまして、洪水のピーク流量を効果的に調節する

ため、すべての越流堤の可動化を実施するということを考えてございます。

江戸川について、配分流量は 5,300m³/s で、旧江戸川で同様に 1,000m³/s、江戸川放水路 4,300m³/s としております。後ほど分派についてご説明いたします。

本川の取手付近については、既存に合わせて本川流量を流下させることとしてございます。なお、表示にあたっては、前回の河川整備計画が 500 トン単位であったものを今回 100 トン単位で表示をしてございます。

続いて 7 ページをご覧ください。このページでは、全体の整備メニューを説明させていただきます。左下の表に全体メニューまとめてございまして、現行計画の残メニューと青字で変更計画の追加メニューというところでまとめてございます。

堤防整備については、下流部の精査によりまして、約 9km 追加となっております。河道掘削については、元々残事業として約 3,010 万 m³ 残っておりましたが、上流部で先ほど説明しました河道配分流量を増やしているというところに伴いまして、掘削量が約 5,810 万と約 2 倍近い掘削量になってございます。

※書きで示してございますが、利根川大堰などの横断工作物が支障となる場合には、関係者と協議行いまして、必要に応じて対策を実施することとしてございます。

また、分派地点との栗橋地点の流量も増加しているところでございますので、流量増に伴い、流頭部対策の内容について変更してございます。

浸透対策である首都圏氾濫区域堤防強化対策や超過洪水対策である高規格堤防整備、危機管理対策の河川防災ステーションについては、今回内容の追加はございません。

洪水調節流量の確保という事で、これまで田中調節池の越流堤の移設と稲戸井調節池の池内掘削が位置付けられておりましたが、菅生調節池についても越流堤の移設を追加することとしてございます。

また、構造物対策として紹介しました江戸川水閘門については、現行計画のままでございます。先ほど河道配分の部分でご説明いたしました渡良瀬遊水地と下流 3 調節池については、越流堤の可動化を実施することを位置付けたいと考えてございます。

また、樹木伐採についても約 147 万 m² といったところで位置付けをしてございます。

8 ページをご覧ください。8 ページは利根川河口から 85.5km までの内容となっております。まして、赤字が現行の整備計画の残メニュー、青字が今回追加したメニューとなっております。先ほどご説明しました通り、下流区間において、精査によりまして堤防整備が約 9km 追加となっております。

また、掘削についても流量が増えてございますので、600 万 m³ 増えてございまして、合計約 3,000 万 m³ となっております。

続いて 9 ページをご覧ください。9 ページは 85.5km から 186.5km でございますが、先ほど申しましたように、流量増に伴い掘削量が大幅に増えてございます。

堤防整備については変わりございません。

また、洪水調節容量の確保と構造物対策といったところで、越流堤の移設、越流堤の可動化について位置付けてございます。

また、図の右端ございますが、樹木伐採については、稲戸井調節池と田中調節池付近で新規に追加してございます。

続いて 10 ページ、烏川でございます。烏川については、基準点よりも上流というところでございますので、治水機能増強検討調査の結果を踏まえて、改めて今後検討するところと考えてございます。

続いて 11 ページをご覧ください。11 ページは江戸川です。江戸川の堤防整備については変更ございませんが、配分流量が変わりますので、残メニューに対して、同量の約 170 万 m³ を掘削する検討をしてございます。

また、分派対策については、流量増に伴い内容を変更してございます。

その他、浸透対策以降については変更ございません。

続いて 12 ページ以降、主な実施内容についてご説明いたします。まずは、堤防整備でございます。このページ以降、メニューごとに色分けをしてございますので、既存のメニューと追加したメニューというのが同じ色で表示されておりますのでご了承ください。利根川河口から 85.5km においては、無堤部である区間、計画断面に対して断面が不足している区間がございますので、引き続き築堤を実施してまいります。

河道掘削で発生した土砂については、堤防整備等で有効活用いたしまして、資料の下側に堤防整備の例というところで、銚子市において実施した無堤部の築堤の写真がございました。

続いて 14 ページの 85.5km から 186.5km については、こちらも無堤部や断面が不足している区間がございますので、引き続き築堤を実施してまいります。

15 ページをご覧ください。烏川も同様に無堤部が存在しますので、堤防整備を実施してまいります。

続いて 16 ページです。江戸川については、無堤部はございませんが、断面不足の区間

がございますので、堤防整備を実施してまいります。

続いて 17 ページをご覧ください。以降、河道掘削になります。流下能力を確保するために河道掘削を実施いたしますが、河口における導流堤については、洪水流下の阻害となるため撤去を考えてございます。また、自然再生事業実施箇所については、多様な生物が生息・生育・繁殖する水際環境を保全・創出を図るところでございます。

掘削形状の考え方として、縦断形状、横断形状、平面形状の 3 つについて説明いたします。こちらの区間においては、河床は概ね安定傾向にあり、現在の低水路の河床勾配を基本的に維持した掘削の縦断形状を考えてございます。次に横断形状でございます。既設の橋梁や護岸等、河川構造物への影響を回避するために、河床を鉛直方向に掘り下げるのではなく、河岸を横断方向に広げて低水路を拡幅するような形での掘削を基本といたします。続いて低水路の河岸線形及び平面形状ですが、掘削後の河床の安定性に配慮するために、自然再生にも配慮しながら、縦断方向に低水路幅が急変しないように線形を設定することを考えてございます。

図の中央の下段の方に掘削の断面図のイメージを記載してございまして、こちらで環境の保全・創出のイメージを説明いたします。河口部については、潮の満ち引きの影響を受けるところがございますので、それを踏まえた上で、汽水性動植物の生息・生育環境を確保するということを考えてございます。

続いて 18 ページをご覧ください。18 ページは利根川本川 85.5km から 186.5km でございまして、こちらも基本的な考えは同様でございます。河道掘削に加えて、樹木伐採する箇所を記載してございます。

また、断面図のイメージが右側にございますが、河岸部を切り下げる事によって、冠水頻度高めて、自然の営力によりまして、複雑な水際やワンド・たまり等の多様な湿地環境を保全・創出するということを考えてございます。

続いて 19 ページをご覧ください。烏川も基本的な考え方は同様でございますが、上流区間のため礫河原が多く存在する箇所となっております。図の中に河道掘削で河岸際を切り下げておりますが、これによりまして、ワンド・たまりの保全創出を図るところを考えてございます。また、砂州の切り下げにより、自然の営力によって、礫河原を保全・創出するような自然の復元力を活用するところを記載してございます。

続いて 20 ページ、江戸川です。江戸川も掘削形状の考え方は基本的に同様でございますが、右側にイメージ図がございます。掘削といたしましては、河岸部の掘削によって、

冠水頻度を高め、多様な環境を保全創出するということを考えてございます。

続いて 21 ページでございます。メニューのところでコメント注釈で触れておりました利根川大堰について、簡単にご説明させていただきます。利根川大堰が建設された利根川導水路事業は、東京都はじめとする周辺の水需要の増加に応えるために、水資源開発計画の一環として昭和 38 年から着手されたところでございます。こちらは上流より開発された都市用水を武蔵水路や荒川を経由して東京、埼玉に導水するといったものになってございまして、その他にも 29,000ha の水田に灌漑用水として活用されているところでございます。こちらについては、河道掘削を行う際に支障となる場合には、施設管理者と協議を行いまして、必要に応じて対策を実施するということを考えてございます。

22 ページは首都圏氾濫区域堤防強化対策です。前回説明した内容でございますので割愛させていただきます。

23 ページは、その進捗状況でございますが、この事業といたしましては、先行実施範囲であるⅠ期区間について、令和 6 年 3 月末時点で約 90%の盛土が完成してございます。左側に進捗状況の表を入れておまして、利根川の右岸側と江戸川の右岸側の堤防強化の進捗状況をまとめてございますが、引き続き対策区間に含めて対策を実施するということも考えてございます。

24 ページをご覧ください。24 ページは江戸川の方派対策でございます。河川整備基本方針においては、利根川本川に 60%、江戸川に 40%の方派を想定してございまして、今回の整備計画においては、江戸川分派率を約 36%という事を想定してございます。ただ、現在の状況といたしましては、資料の左下に実績分派率がございまして、横軸に栗橋、縦軸に西関宿のピーク流量をまとめてございます。図には 4 本の線が入ってございまして、分派率 20%から 35%まで 4 本線入っております。昭和 30 年代の 33 年、34 年というところは、35%といった今想定しているものに近いのですが、昭和 50 年代以降や平成、令和元年の洪水実績を見ますと、20%から 25%の間に収まっているという状況でございまして、先ほど申し上げました通り、想定している分派率は約 36%でございますので、その分派率を確保するために河道掘削等を行うということを考えてございます。

なお、関宿水閘門でございますが、こちらについては現況のままとすることを考えてございます。

25 ページをご覧ください。25 ページは、現在実施している稲戸井調節池の洪水調節容量の確保についてです。現在も池内掘削を実施しておりますが、引き続き実施することを

考えてございまして、現状の進捗としましては、全体で 800 万 m³ に対して、約 300 万 m³ の掘削が完了している状況です。

用地買収については 95%完了してございまして、この掘削により発生した土は、周辺の土地区画整理事業、堤防の弱小堤対策、また、対岸にございます田中調節池の周囲堤、囲繞堤の整備に活用するということを考えてございます。

続いて 26 ページです。田中調節池と菅生調節池については、越流堤を上流に移設することを考えてございます。資料の右下にイメージ図を入れてございますが、越流堤を上流に移設することにより、本川から流入する水位が高くなります。これに合わせて調節池の堤防もかさ上げる事により、貯留水位を田中であれば約 80cm、菅生であれば約 10cm 上げることができます。それによって、容量をそれぞれ約 1,100 万 m³、約 110 万 m³ 増大させる事ができます。これらについても実施してまいりたいと考えてございます。

続いて 27 ページでございます。こちら河道配分の部分でも説明いたしましたが、渡良瀬遊水地と下流 3 調節池についてです。中小規模の洪水にも効果を発揮するように、越流堤を低く設定されているというところが左側の図に記載されてございます。今後は、比較的規模の大きい洪水に対して、より効果的に洪水調節が可能となるように池内掘削や越流堤高さの見直しに加え、越流堤の可動堰設置によりまして、洪水調節機能の強化を図るところを考えてございます。

続いて 28 ページは、超過洪水対策についてでございます。左側は先ほど説明いたしました首都圏氾濫区域堤防強化対策事業と掘削土を活用した周辺地域の浸水リスクの軽減でございます。右側は高規格堤防についてまとめてございます。江戸川下流部において、現在整備を推進しているところでございます。こちらについても後ほど紹介いたしますが、土地区画整理事業や緑地整備など、今後もまちづくりと一体となった事業展開に向けて調整していくところでございます。

続いて 29 ページをご覧ください。引き続き高規格堤防でございます。江戸川については現在 2 か所の事業実施中でございますので、引き続き整備計画に位置付けたいと考えております。篠崎公園地区、高谷Ⅱ期地区について、資料で説明してございます。

30 ページ以降が河川防災ステーションについてまとめたものでございます。河川防災ステーションですが、洪水時の水防活動の基地や緊急時の備蓄等としての機能を持っており、実際に災害が発生した場合には、復旧拠点となるとところでございます。また、平常時にはレクリエーション、交流の場として機能するというところで、30 ページは利根川

下流の押付地区河川防災ステーションについてまとめてございます。

31 ページが境町地区及び目吹地区、32 ページが吉川地区の河川防災ステーションについて、概要説明したものでございます。

33 ページをご覧ください。33 ページは、先ほど構造物対策というところで紹介いたしましたが、昨年度より旧江戸川に設置する江戸川水閘門について、老朽化対策及び耐震対策として、全面改築を現在実施しているという状況です。

水閘門の機能について、改めてご説明いたしますが、江戸川の洪水を安全に流下させる機能と、江戸川への塩分遡上の防止機能、また、船舶を通航させる機能といったものがございます。竣工からかなり年を経ているため、老朽化進んでいるというところもございますし、耐震性能が足りないというところもございますので、右下イメージでございますが、全面的に改築する事業を現在進めているという状況でございます。

続いて 34 ページが河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持というところで、正常流量に関する内容でございます。こちら前回と同様でございますが、栗橋地点においては、かんがい期は概ね 122m³/s、利根川河口堰下流地点においては通年で 30m³/s、江戸川の野田地点においてはかんがい期 35m³/s、非かんがい期 32m³/s、江戸川水閘門下流地点で通年 9m³/s というところを確保すべく、努めるところでございます。また、異常渇水時についても流量の確保に努めると記載をしてございます。

36、37 ページはその補足といったところでございますので、説明は割愛させていただきます。

38 ページをご覧ください。河川環境の整備と保全に関する目標と整備の実施をご説明いたします。

39 ページでございます。元々河川環境の整備と保全に関する目標記載はございましたが、その内容について説明いたしますと、利根川・江戸川が在来有している礫河原、瀬と淵、ヨシ原、干潟等の保全創出に努めると記載をしております。以前は保全と再生でしたが、近年の状況に合わせて保全・創出という新たな表現に見直してございます。

40 ページをご覧ください。その具体的な内容といったところで、水質改善対策と動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出、人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備という 3 つの項目について記載がございます。水質改善対策については、河川の利用状況、沿線地域の水利用状況及び動植物の生息生育繁殖の場となっている状況を踏まえまして、関係機関との連携調整をし、水質の改善に図る旨の記載をしてございます。

続いて動植物の生息・生育・繁殖の場の保全創出について、土砂動態の把握や生態系の保全、砂州の保全といったところを記載してございまして、重要種含む多様な動植物が生息する瀬・淵やワンドたまり、河岸、河畔林、河口干潟等の適切なモニタリングについて記載をしてございます。また、環境の保全創出を河川改修に加えて、維持管理や災害復旧の中で取り組むこと、必要に応じて自然再生事業を実施するよう努めることとしています。また、これらの河川環境において、実施後すぐに効果が発揮するわけではないため、その後、モニタリングを実施しまして、持続的な管理を行うといった旨の記載をしてございます。特定外来生物等により、在来生物への影響が懸念される場合には、関係機関と連携して適切な対応を行い、エコロジカルネットワークの形成を推進するといった記載をしてございます。

人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備については、河川の利用や環境学習の場の整備を関係機関と調整して実施する旨や、地域計画と整合を図りつつ、誰もが安心して親しめるようなユニバーサルデザインに配慮した河川整備を推進するとともに、かわまちづくりなどの水辺空間をまちづくりと一体となって創出する取り組みを実施する旨を記載しております。

続いて 41 ページからは、河川の維持の目的、種類及び施工の場所についての説明でございまして、この目的につきましましては、洪水、津波、高潮等の発生時において、河川管理施設の機能が適切に発揮されるよう維持管理を行うというところでもございまして、このサイクル型維持管理を効果的・効率的に実施するといった旨や、近年のデジタルトランスフォーメーション推進について記載をしてございます。また、整備計画においても、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる河川維持管理計画を定めるといったことを整備計画に記載をしてございます。また、先ほど説明いたしました環境につきましても、動植物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出に努めるといったことを記載しております。

内容について、43 ページ以降で紹介させていただきます。これまで実施しているような植生、堤防の機能において、堤防を健全な状態で維持できるような植生管理や、近年の高齢化によりまして、担い手不足が発生してございますので、除草作業の遠隔化・自動化による省人化の推進、また、河川や河川管理施設の点検については、UAV を使用し、作業の高度化や効率化を図ると考えてございます。その他にも、公募伐採による樹木伐採や民間の活用したコスト縮減といったところで、計画的かつ適切な管理をする旨を記載してご

ざいます。

具体的な内容として、資料の下にいくつか例がございますが、左側の堤防の維持管理では、従来は三斜求積図を作り、堤防の除草等を実施し、除草の管理をしていたところでございますが、今後は、三次元展開図を使用し、的確な管理を行うといった内容や、左下でございますが、急傾斜地での除草については、肩掛式除草機で行っていましたが、それを遠隔で実施し、危険な作業を回避するという内容を記載してございます。

また、右側の河道の維持管理は、従来、目視で定性的に行っていたところを3次元データの活用やUAV活用した点検を実施し、また、画像から作成した3次元データを活用し、定量的に評価を行いまして、河道点検の高度化を目指しているという内容でございます。

また、次の44ページをご覧ください。44ページは、サイクル型維持管理について、まとめてございます。左上の図の具体的な内容といたしましては、排水機場等の改築・改良・更新に当たっては、機器の二重化等による冗長化を図るところでございます。左下、扉体の写真が入ってございますが、ゲート等の修繕・更新のタイミングで、被覆塗装の不要なステンレス化を採用するといった内容です。

また、右上に樋門等の無動力化、フラップ化と書いてございますが、これを行う事によって、現場操作の必要がなくなり、担い手不足に対して対応するという目的がございます。加えて、近年増えておりますゲリラ豪雨等の緊急時においても、迅速かつ安全に操作できると考えてございます。

また、右下には排水機場や樋管等の河川管理施設の遠隔化といったところでございますが、こちらでも作業の省力化や安全性の確保と、その状況をリアルタイムに把握できるシステムを整備することにより、関係する市町村等へ円滑に情報共有を行えるような環境整備を進めてまいりたいと考えてございます。

続いて45ページです。45ページは、将来の維持管理を考慮した改修の取り組みについてといったところで、河川の改修の段階から維持管理を考慮することで、より効率化や省力化を目指し、将来の維持管理を考慮した河川改修を進めているという内容の紹介でございます。

その例といたしまして、写真がございますが、法肩ブロックを採用することにより、除草面積の削減や法肩補修の軽減を図るというようなことを進めております。

左下は、コンクリート距離標柱の金属鋳化という取り組みを実施してございます。また、右側については、河道掘削に関する内容ですが、江戸川では元々複断面河道になっている

ところで、それによって土砂が堆積し、比高差の拡大によるヤナギの繁茂等が生じている
というような状況でございます。それに対応して、船底形河道掘削、こういった工夫を行
う事によって、土砂堆積や樹木の繁茂が抑制されるという取り組みを実施してございます。

最後、46 ページでございまして、46 ページは、ダムの一連の状況でございます。
ダムの施設について、図に書いてございますが、相俣ダムでは新しく放流設備を設置する
ことによって、事前放流による治水機能の増大、弾力的な運用による利水への活用という
ところで、有効活用を図ると考えてございます。

その他にも、右側に写真がございまして、ダムに流入した流木を単純に処分するのでは
なく、コスト削減の観点から無料配布、チップ化、堆肥化等によって有効活用に努めると
してございます。

また、堆砂状況の調査については、精度向上に取り組みながら、流入する土砂の対策を
行うというところで、これまでシングルビームという点で測っていたものを、ナローマル
チビームという面的にデータを把握する取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

資料1の説明については以上でございます。

また、資料2、資料3については、データでお送りしているところではございますが、
内容については、前回及び今回の都県会議でご説明させていただいた内容を基に作成して
ございます。

本日は、時間の都合上、説明は割愛させていただきますが、ご意見等ございましたら、
1 か月程度のうちに書面にて事務局までご連絡いただきますと幸いです。それを踏まえて、
変更案作成にあたって検討してまいります。

また、本日より、この整備計画の変更原案について、関係住民の皆様から意見募集等を
進めてまいります。

資料の説明以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございました。

関東地方整備局からの資料の説明につきましては以上となります。

なお、誠に申し訳ございませんでした。先ほど傍聴、ご出席者のご紹介で誤りがござい
ましたので、改めてご紹介させていただきます。

茨城県土木部長の林利家様の代理出席というところで、土木部河川課技術総括 古内宏

様となります。古内様大変申し訳ございませんでした。

それではご説明いたしました内容に関しまして、各都県の皆様よりそれぞれご発言いただければと思います。時間の都合もございますので3分以内でお願いできればと考えております。名簿の順で初めに茨城県古内様、よろしくお願いいたします。

○茨城県土木部長代理

茨城県河川課技術総括の古内でございます。本日は、土木部長が所用の為、代理として出席させていただいております。

本日は、利根川・江戸川河川整備計画の変更内容について、丁寧に説明いただきましてありがとうございました。本県といたしましては、只今ご説明いただきました内容につきまして、特に異論はございません。

なお、近年の気候変動の影響により、ますます水害が頻発化・激甚化しております。早期に流域住民の安全安心が確保されますよう関係自治体や、利害関係者などと十分な調整や連携をしていただきながら、本河川整備の着実な推進をお願いしたいと申し上げます。

また、資料中に河道掘削により発生した土砂について、堤防整備などで有効活用を図ることを記載いただいております。引き続きコスト縮減にも努めていただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、このような気候変動の影響下において、安心して暮らすためには、利根川流域の関係者が一丸となって、ハードとソフト対策が一体となった流域対策の取り組みが必要であることを再認識しております。当県といたしましても、利根川水系の治水安全性の向上につながるよう引き続き皆様と協力して、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございました。続きまして、栃木県細井様よろしくお願いいたします。

○栃木県県土整備部長代理

栃木県県土整備部長の代理で出席しております、河川課長の細井と申します。本日の内容につきましては、渡良瀬遊水地の改良であるとか、思川や巴波川の掘削、築堤の内容が

記載されておりますが、治水機能の向上に寄与するものでありまして、特に異論はございません。このうち、思川や巴波川につきましては、上流区間は県管理区間となっております、今後、県の整備計画の見直しも必要に応じて検討していくこととしておりますので、引き続き受け渡し流量など、国と県の計画の整合を図らせて頂きたいと考えております。

以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございました。続きまして、群馬県後藤様よろしくお願いいたします。

○群馬県県土整備部長代理

本日、県土整備部長の代理で出席させて頂いております県土整備部技監の後藤です。丁寧なご説明をありがとうございました。

変更の原案につきましては、特段、群馬県としては異論ないところであります。

群馬県としましては、気候変動の影響下におきまして、県民が安心して暮らせるように現行の整備計画に位置づけられております、利根川左岸や烏川の堤防整備など、引き続き、必要な治水対策を早急に進めて頂きたいというところでございます。

また、八斗島の上流地域につきましては、今後、治水機能増強検討調査を行う旨、記載されるという事でご説明いただきましたが、洪水調節施設の検討に向けては、是非、地元の負担感がないような形で、意見をよく聞いていただいて、検討を進めていただければと思っております。また、検討調査におきましては、随時、情報共有をいただく等、丁寧に進めていただけると助かります。

群馬県からは以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございました。続きまして、埼玉県小島様よろしくお願いいたします。

○埼玉県県土整備部長代理

埼玉県県土整備部副部長の小島でございます。前回に引き続き、代理出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、前回、第1回都県会議で意見を申し上げさせていただきましたが、気候変動を踏

まえ、八斗島基準地点での目標流量を現行の 17,000m³/s から 21,200m³/s としていただき、今回はそれに必要となる河川整備の原案をご説明いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、埼玉県の意見を 4 点述べさせていただきます。

まず 1 点目、利根川中流部川俣地区区間における河道配分流量と、八斗島上流域における調節についてでございます。目標流量が 4200m³/s 増大することに対し、まず、河道の分担を最大限考慮した上で、上流域における調節で対応することについて、異論ございません。今後、上流域での具体的な調節方法について検討・検証する治水機能増強検討調査に速やかに着手するとともに、検討調査にあたっては十分な情報共有をお願いいたします。この際、河道の分担量を最大限増やすために、堤防防護に必要な最低限の高水敷幅のみを残して、河道掘削や高水敷の切り下げを行うことについて、やむを得ないものと理解いたしますが、高水敷の利用状況や河川環境、また、河川を横過する橋梁や河川からの取水施設等への影響が最小限になるよう十分にご配慮いただきますようお願いいたします。特に利根大堰でございますが、利水も含め、埼玉県内に大きく影響のある施設でございます。河道掘削にあたって支障がある場合、必要に応じて対策を実施することでございますので、この場合には早い段階での情報共有をお願いいたします。

次に 2 点目、首都圏氾濫区域堤防強化対策についてでございます。まずは、堤防強化対策を着実に推進いただきまして誠にありがとうございます。引き続き、上流区間についても速やかに整備を進めていただくことをお願いする一方で、江戸川の吉川市に架かる江戸川橋の下流から高規格堤防整備区間までの間の堤防強化対策が明確になっておりません。この区間における堤防強化対策について、速やかにご検討いただき、整備を進めていただきますようお願いいたします。

次に 3 点目、②河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標と整備の実施についてでございます。気候変動等の影響により、降雨量や降雪量の減少、融雪時期の早期化などにより、今後、渇水リスクが増大する懸念もございます。資料の 35 ページには、異常渇水時の流量確保に努めるとございますが、水資源の状況が気候変動でどのように変化するかについても、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

最後 4 点目でございます。手続きについてでございます。今後、正式に知事あてに意見照会があるということでございますが、庁内関係部局や関係市町村への意見聴取も必要となります。十分な時間確保をお願いしたいと思います。

埼玉県からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○広域水管理官

ありがとうございました。続きまして、千葉県古谷様よろしくお願いいたします。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県の古谷野でございます。本日、県土整備部長四童子の代理として、出席させていただきます。

今回示されました、河道配分流量につきましては、気候変動により予測される将来の洪水量の増加と限られた期間内で実現可能な河川整備の内容を踏まえたものとして理解しております。前回の会議でも発言させていただきましたが、本県関宿水閘門のところから銚子の河口に至るまで、本県が接している区間におきましては、無堤の区間もまだ存在しているところでございますので、今回お示しいただいた洪水流量が確実に流下できるよう地域の意見聞きながら上下流、左右岸のバランスにご配慮いただき、早期に治水安全度の向上が図られるようお願い申し上げます。

千葉県からは以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございました。続きまして、東京都渡辺様よろしくお願いいたします。

○東京都建設局長代理

東京都建設局長の代理で出席しております建設局河川部計画課長の渡辺と申します。前回に引き続きまして、関係都県会議を開催していただきまして大変ありがとうございます。今回示していただきました変更原案及び変更原案の概要につきまして、異論はございませんが、2点ほど意見を申し上げさせていただきます。

まず1点目でございますが、変更原案の概要の8ページにございます流量配分につきまして、今後実施されます治水機能増強検討調査などの検討によりまして、流量配分の変更が発生するようございましたら速やかにご連絡、ご調整いただきますようお願いいたします。

2点目でございます。変更原案の概要9ページ以降にあります河川整備の実施に関する事項につきまして、今後、具体的な検討にあたりましては、関係者と十分な調整をお願い

したいと思います。

東京都からの発言は以上でございます。

○広域水管理官

ありがとうございました。

ご発言に関しまして、整備局よりコメントはありますでしょうか。

○河川計画課長

河川計画課長の石田でございます。ご意見賜りましてありがとうございます。

今回原案という形でお示しさせていただきまして、皆様からご意見いただいた通り、異論ないというところで本当にありがとうございます。

今後、実施してまいります住民への意見聴取等を、ふまえた案をお示しさせていただくこととなりますが引き続き情報共有を図りながら進めさせていただきますし、今後、実施にあたっての具体的な検討もございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

4. 閉会

○広域水管理官

ありがとうございました。本日いただきましたご意見につきましては、今後の検討に反映させていきたいと思います。

構成員の皆様におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。本日の議事録につきましては、規約第4条の通り、会議は原則として公開となっておりますので、内容をご確認いただいた後、国土交通省関東地方整備局ホームページにおいて、一般に公開することといたします。

以上を持ちまして、利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。